



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年4月5日火曜日 第2256号

### ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	389
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	389
肥料登録有効期間の更新.....	390
解除予定保安林.....	390
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	390
公共測量の終了の通知.....	392
県営住宅の家賃の収納事務の委託.....	392
落札者等の告示.....	392
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	392
兼用工作物の管理の方法について（7件）.....	393
土地改良区の定款変更の認可.....	395
道路の区域変更（県道串中山線）.....	395
開発行為に関する工事の完了.....	396
土地改良区役員の就退任の届出.....	396

### 公 告

争議行為の通知の公表.....	396
地震体験車の購入.....	396
運転車管理用電子計算機の借入れ.....	397

### 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	398
-----------------------------	-----

### 正 誤

平成22年9月10日付け第2200号愛媛県告示第1031号（道路の区域変更（県道大島環状線））中.....	399
平成22年9月10日付け第2200号愛媛県告示第1032号（道路の供用開始（ " ））中.....	399

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第463号

次のとおり落札者を決定した。

平成23年4月5日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務一式	愛媛県企画振興部 管理局広報広聴課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成23年3月25日	株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一丁目12番地1	6.3円 （一部当たり）	一般競争入札	平成23年2月8日

#### ○愛媛県告示第464号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年4月5日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
フレスポ西条Ⅱ	西条市新田字市場新田162番2他10筆	大規模小売店舗内において小売業を行う者	株式会社ベスト電器	株式会社ビッグ・エス	平成23年3月20日	平成23年3月22日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第465号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 4 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
バルティ・フジ新居浜駅前	新居浜市坂井町二丁目甲3588番1 外	大規模小売店舗内において小売業を行う者	株式会社フジ	株式会社フジほか4者	平成23年 3月5日	平成23年 3月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第466号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成23年 4 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成29年4月19日	愛媛県第1249号	炭酸カルシウム肥料	ダイヤ粉状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 く溶性 苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社 研農 高知県高知市荻町1丁目9番48号

○愛媛県告示第467号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年 4 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

新居浜市大永山字須領スズ尾344の93、344の98から344の101ま

で

- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第468号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成23年 4 月 5 日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

松山市岩崎町一丁目7番地7号

## 2 埋立区域

## (1) 位置

松山市由良町乙283番6から乙282番5までの地先公有水面

## (2) 区域

次の1点から59点までを順次直線で結んだ線並びに59点から1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L・+3.85メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(国土地理院「由良」四等三角点、松山市大字興居島由良字北浦90番地の1)は、北緯33度54分22.9167秒、東経132度40分43.4357秒の地点

1点は、基点から真北206度57分00秒1.083.63メートルの地点

2点は、1点から真北126度11分30秒2.02メートルの地点

3点は、2点から真北126度32分12秒1.99メートルの地点

4点は、3点から真北130度04分35秒1.97メートルの地点

5点は、4点から真北133度08分59秒1.97メートルの地点

6点は、5点から真北135度53分55秒2.02メートルの地点

7点は、6点から真北136度58分35秒1.96メートルの地点

8点は、7点から真北140度32分21秒1.55メートルの地点

9点は、8点から真北145度09分37秒2.00メートルの地点

10点は、9点から真北150度03分10秒2.00メートルの地点

11点は、10点から真北153度54分33秒1.99メートルの地点

12点は、11点から真北155度59分07秒2.00メートルの地点

13点は、12点から真北156度08分17秒1.10メートルの地点

14点は、13点から真北159度30分29秒5.01メートルの地点

15点は、14点から真北162度50分27秒4.99メートルの地点

16点は、15点から真北163度32分20秒3.29メートルの地点

17点は、16点から真北160度34分02秒3.52メートルの地点

18点は、17点から真北158度02分14秒3.89メートルの地点

19点は、18点から真北157度03分15秒3.98メートルの地点

20点は、19点から真北154度18分09秒4.01メートルの地点

21点は、20点から真北151度17分53秒3.89メートルの地点

22点は、21点から真北150度30分42秒2.99メートルの地点

23点は、22点から真北149度30分46秒3.19メートルの地点

24点は、23点から真北145度19分43秒5.00メートルの地点

25点は、24点から真北144度13分59秒4.99メートルの地点

26点は、25点から真北142度44分18秒3.07メートルの地点

27点は、26点から真北141度01分53秒6.34メートルの地点

28点は、27点から真北141度06分12秒10.00メートルの地点

29点は、28点から真北305度10分39秒2.95メートルの地点

30点は、29点から真北341度48分21秒1.20メートルの地点

31点は、30点から真北322度50分18秒1.29メートルの地点

32点は、31点から真北307度56分48秒1.89メートルの地点

33点は、32点から真北297度10分32秒3.19メートルの地点

34点は、33点から真北295度25分19秒3.56メートルの地点

35点は、34点から真北320度07分23秒1.13メートルの地点

36点は、35点から真北317度54分52秒5.63メートルの地点

37点は、36点から真北327度49分21秒9.78メートルの地点

38点は、37点から真北327度31分31秒1.22メートルの地点

39点は、38点から真北317度47分31秒2.87メートルの地点

40点は、39点から真北289度38分52秒1.94メートルの地点

41点は、40点から真北332度08分06秒5.55メートルの地点

42点は、41点から真北323度27分23秒1.61メートルの地点

43点は、42点から真北323度07分22秒1.53メートルの地点

44点は、43点から真北306度52分42秒1.36メートルの地点

45点は、44点から真北346度04分34秒2.34メートルの地点

46点は、45点から真北336度28分40秒1.74メートルの地点

47点は、46点から真北343度58分35秒7.55メートルの地点

48点は、47点から真北354度03分53秒1.01メートルの地点

49点は、48点から真北5度29分04秒3.37メートルの地点

50点は、49点から真北359度40分44秒2.85メートルの地点

51点は、50点から真北348度43分15秒4.37メートルの地点

52点は、51点から真北336度15分48秒1.80メートルの地点

53点は、52点から真北323度02分02秒2.74メートルの地点

54点は、53点から真北325度48分31秒3.35メートルの地点

55点は、54点から真北314度52分53秒2.38メートルの地点

56点は、55点から真北308度52分49秒2.35メートルの地点

57点は、56点から真北301度01分03秒2.92メートルの地点

58点は、57点から真北308度57分34秒2.62メートルの地点

59点は、58点から真北272度41分52秒0.38メートルの地点

## (3) 面積

361.61平方メートル

## 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成21年1月23日 愛媛県指令20港第590号

## 4 しゅん功認可年月日

平成23年4月5日

## ○愛媛県告示第469号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成23年4月5日

松山港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村時広

## 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村時広

松山市岩崎町一丁目7番地7号

## 2 埋立区域

## (1) 位置

2工区の7

松山市大可賀3丁目525番4及び1455番に接する大可賀防潮堤、大可賀1号護岸及び大可賀3号護岸の地先公有水面

## (2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び54の地点と55の地点とを結んだ線により囲まれた区域

基点(松山市南吉田町無番地の国土地理院松山空港四等三角点)は、北緯33度50分01秒239、東経132度41分39秒127の地点

55の地点は、基点から真北8度26分15秒1.760.10メートルの地点

56の地点は、55の地点から真北301度25分11秒114.37メートルの地点  
 9の地点は、56の地点から真北9度12分58秒6.28メートルの地点  
 43の地点は、9の地点から真北279度13分09秒0.65メートルの地点  
 44の地点は、43の地点から真北9度12分24秒37.73メートルの地点  
 45の地点は、44の地点から真北72度38分55秒12.99メートルの地点  
 46の地点は、45の地点から真北9度13分58秒2.38メートルの地点  
 47の地点は、46の地点から真北98度15分06秒10.19メートルの地点  
 48の地点は、47の地点から真北188度14分55秒7.53メートルの地点  
 49の地点は、48の地点から真北127度53分54秒82.70メートルの地点  
 40の地点は、49の地点から真北9度12分53秒147.36メートルの地点  
 50の地点は、40の地点から真北87度13分39秒15.23メートルの地点  
 51の地点は、50の地点から真北218度24分33秒3.10メートルの地点  
 52の地点は、51の地点から真北201度53分39秒4.01メートルの地点  
 53の地点は、52の地点から真北192度10分10秒5.67メートルの地点  
 54の地点は、53の地点から真北190度06分26秒6.33メートルの地点  
 (3) 面積  
 7,050.42平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号  
 平成 8 年 3 月14日 愛媛県指令 7 港第492号  
 4 しゅん功認可年月日  
 平成23年 4 月 5 日

○愛媛県告示第470号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、今治市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 4 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量）
- 2 作業期間 平成22年 5 月11日から  
平成23年 3 月17日まで
- 3 作業地域 今治市

○愛媛県告示第471号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

平成23年 4 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 委託した事務の範囲及び内容  
県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の収納の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
ニッテレ債権回収株式会社  
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間  
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

○愛媛県告示第472号

次のとおり落札者を決定した。  
 平成23年 4 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
愛媛県漁業取締船用燃料 軽油（免税・JIS K2204 2号） 100リットル当たりの単価 約372,400リットル	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成23年 3 月24日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町二丁目9番12号	9,450円	一般競争入札	平成23年 2 月 8 日

○愛媛県告示第473号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成23年 4 月 5 日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取消年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
大第8号	喜多郡内子町内子3397番地	内子高等学校 P . T . A	喜多郡内子町内子3397番地 内子高等学校内	平成23年 3 月31日

○愛媛県告示第474号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 4月 5日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川長江川水系長江川	長江川右岸堤防	越智郡上島町岩城5330番地先から越智郡上島町岩城5355番地先まで	道路管理者 上島町 越智郡上島町弓削下弓削210番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 4月 5日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第475号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 4月 5日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川長江川水系長江川	長江川左岸堤防	越智郡上島町岩城5324番地先から越智郡上島町岩城5329番地先まで	道路管理者 上島町 越智郡上島町弓削下弓削210番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年 4月 5日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第476号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 4月 5日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川船越川水系船越川	船越川左岸堤防	越智郡上島町岩城6124番3地先から越智郡上島町岩城6056番地先まで	道路管理者 上島町 越智郡上島町弓削下弓削210番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に

茶色で着色したものをいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年4月5日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第477号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年4月5日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川船越川水系船越川	船越川右岸堤防	越智郡上島町岩城3番1地先から越智郡上島町岩城6056番地先まで	道路管理者 上島町越智郡上島町弓削下弓削210番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。))、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年4月5日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第478号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年4月5日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川小漕川水系小漕川	小漕川右岸堤防	越智郡上島町岩城4845番2地先から越智郡上島町岩城4785番1地先まで	道路管理者 上島町越智郡上島町弓削下弓削210番地
〃	〃	越智郡上島町岩城4557番地先から越智郡上島町岩城4545番2地先まで	〃

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設(路面(路盤までの部分を含む。))、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。)の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年4月5日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第479号

河川法(昭和39年法律第167号)第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年4月5日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川小漕川水系小漕川	小漕川右岸堤防	越智郡上島町岩城4784番1地先から越智郡上島町岩城4783番1地先まで	道路管理者 上島町越智郡上島町弓削下弓削210番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年4月5日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第480号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年4月5日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川小漕川水系小漕川	小漕川左岸堤防	越智郡上島町岩城4324番2地先から越智郡上島町岩城4333番地先まで	道路管理者 上島町越智郡上島町弓削下弓削210番地

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物で、別図に茶色で着色したものをいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、別図に緑色に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

3 管理の期間

平成23年4月5日から道路の存続する日まで

平成23年4月5日

○愛媛県告示第481号

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市志津川土地改良区の定款の変更を認可した。

○愛媛県告示第482号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成23年4月5日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	串中山線	伊予市中山町中山599番3から同町中山11号392番まで	旧	メートル 5 8 ~ 26 4	キロメートル 0 230	
			新	10 5 ~ 28 9	0 230	

○愛媛県告示第483号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 4月 5日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第76号 平成23年 3月24日	伊予市下吾川字壺丁地607番1、614番1、614番1地先 里道・水路の一部	伊予市下吾川2045番地1 株式会社 マミーハウス 伊予市下吾川596番地 向 井 均

○愛媛県告示第484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市明浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成23年 4月 5日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 甲 榮 洋	西予市明浜町依津3番耕地38番地
"	酒 井 宇之吉	西予市明浜町依津3番耕地62番地
"	篠 川 久 詩	西予市明浜町依津2番耕地858番地 8
"	三 浦 要 作	西予市明浜町依津2番耕地552番地
"	佐 藤 勇	西予市明浜町依津5番耕地189番地10
"	大 早 稔	西予市明浜町渡江133番地
"	横 田 義 治	西予市明浜町渡江868番地第1
"	上 田 数 富	西予市明浜町狩浜2番耕地2075番地
"	宇都宮 亮 尚	西予市明浜町狩浜3番耕地1392番地
"	増 田 崇 泰	西予市明浜町高山甲1488番地
"	川 上 竹 友	西予市明浜町高山甲1526番地
"	松 本 繁 二	西予市明浜町高山甲1396番地
"	松 島 義 幸	西予市明浜町宮野浦甲1475番地第4
"	山 村 庄 三	西予市明浜町宮野浦甲1049番地
"	有 田 勇	西予市明浜町田之浜甲764番地
"	中 山 源 綱	西予市明浜町田之浜甲786番地
"	上 田 甚 正	西予市明浜町田之浜甲849番地
監 事	坂 本 甚 松	西予市明浜町依津1番耕地448番地
"	桐 山 壽 男	西予市明浜町高山甲3560番地
"	大 津 晴 男	西予市明浜町狩浜3番耕地154番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 甲 榮 洋	西予市明浜町依津3番耕地38番地
"	酒 井 宇之吉	西予市明浜町依津3番耕地62番地
"	篠 川 久 詩	西予市明浜町依津2番耕地858番地 8
"	三 浦 要 作	西予市明浜町依津2番耕地552番地
"	佐 藤 勇	西予市明浜町依津5番耕地189番地10
"	高 岡 和 廣	西予市明浜町依津3番耕地172番地第9
"	大 早 稔	西予市明浜町渡江133番地
"	宇都宮 俊 文	西予市明浜町狩浜1番耕地208番地
"	上 田 数 富	西予市明浜町狩浜2番耕地2075番地

"	大 津 晴 男	西予市明浜町狩浜3番耕地154番地
"	増 田 崇 泰	西予市明浜町高山甲1488番地
"	桐 山 壽 男	西予市明浜町高山甲3560番地
"	松 本 繁 二	西予市明浜町高山甲1396番地
"	松 島 義 幸	西予市明浜町宮野浦甲1475番地第4
"	山 村 庄 三	西予市明浜町宮野浦甲1049番地
"	有 田 勇	西予市明浜町田之浜甲764番地
"	中 山 源 綱	西予市明浜町田之浜甲786番地
監 事	坂 本 甚 松	西予市明浜町依津1番耕地448番地
"	山 口 重 徳	西予市明浜町渡江124番地1
"	魚 田 庄次郎	西予市明浜町宮野浦甲1046番地

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成23年3月25日あったので公表する。

平成23年 4月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成23年度賃金引き上げその他に関する事項
- 2 日時 平成23年 4月 7日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年 4月 5日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 入札に付する事項
  - (1) 件名  
地震体験車の購入
  - (2) 購入物品名及び数量



地震体験車 1台

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書等による。

(4) 納入期限

平成23年11月25日(金)

(5) 納入場所

愛媛県消防学校

(松山市勝岡町1163番地15)

(6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札によることができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

(5) 緊急時に速やかに対応できる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912-2156

(2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成23年5月24日(火)午前9時から同月25日(水)午後1時59分まで

紙入札による場合は、平成23年5月25日(水)午後1時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成23年5月25日(水)午後2時00分

愛媛県総務部会議室(入札室) 本館2階

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成23年5月16日(月)午後5時00分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased :

Earthquake Simulation Vehicle , 1 set

(2) Time limit of tender : 1:59 P.m. , 25 May 2011

(3) For further information, please contact : Supplies Procurement

Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime

Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime

790 8570 Japan

TEL089 912 2156

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年4月5日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

運転車管理用電子計算機の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

運転者管理用電子計算機一式(ハードウェア一式、ソフトウェ

ア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

平成24年 1月 1日から平成28年12月31日まで

(5) 借入場所

愛媛県運転免許センターほか

(6) 入札方法

入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部警務部会計課調度第一係  
〒790 - 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話 (089) 934 - 0110

- (2) 入札書の受領期限

平成23年 5月18日(水)午前11時00分

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成23年 5月18日(水)午前11時00分

愛媛県警察本部 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

平成23年 4月 5日(火)午前9時から平成23年 5月10日(火)午後5時15分まで。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否  
要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leaseed : The electronic calculation system for management of drivers , 1 set
- (2) Time limit of tender : 11 : 00 a m . , 18 May , 2011
- (3) For further information , please contact : Supplies Procurement Section , Finance Division, Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL089 934 0110

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第31号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成23年 4月 5日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,196,431
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,929
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 266,072

- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数(松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	44,078	14,693
南宇和郡	21,451	7,151
松山市・上浮穴郡	428,868	138,145

今治市・越智郡	148,464	49,488
宇和島市・北宇和郡	85,688	28,563
八幡浜市・西宇和郡	42,961	14,321
新居浜市	102,407	34,136
西条市	93,580	31,194
大洲市・喜多郡	55,576	18,526
伊予市	32,429	10,810
四国中央市	76,091	25,364
西予市	36,498	12,166
東温市	28,340	9,447

---

 正 誤
 

---

## ○正 誤

平成22年9月10日付け第2200号愛媛県告示第1031号（道路の区域変更（県道大島環状線））中

ページ	箇所	誤	正
646	表 区間欄中	今治市宮窪町早川1192 番地の1地先から	今治市宮窪町早川1119 番2から

## ○正 誤

平成22年9月10日付け第2200号愛媛県告示第1032号（道路の供用開始（ " ））中

ページ	箇所	誤	正
647	表 供用開始の区 間欄中	今治市宮窪町早川1192 番地の1地先から	今治市宮窪町早川1119 番2から